

奈良市公報

号 外 第 21 号

平成19年 9 月28日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 4

規 則

- 奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則… 4
- 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則…………… 4
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

- 道路の位置指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 督促状の公示送達…………… 6
- 町の区域の変更…………… 6
- 放置自動車の処分等…………… 6
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 7
- 奈良市排水設備指定工事店の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 8
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成18年度事業経営状況…………… 8

監 査

- 定期監査の監査結果…………… 9

選挙管理委員会

- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する規程の一部を改正する規程……………10

条 例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 6 月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第29号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第141条第 8 項」の次に「、第142条第11項」を、「使用」の次に「、法第142条第 1 項第 6 号のビラ（奈良市長の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第 2 条中「（以下）」の次に「この条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条において」を加える。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第 5 条の 2 奈良市長の選挙における候補者は、7 円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第 5 条の 3 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第 5 条の 4 市は、奈良市長の選挙における候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円30銭を超える場合には、7 円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、

委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 5 条の 2 後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される奈良市長の選挙について適用する。

(平成19年 6 月19日揭示済)

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 6 月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第30号

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

選 挙 長	選挙 1 回につき	10,700円
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額	12,700円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額	11,200円
開 票 管 理 者	選挙 1 回につき	10,700円
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額	10,800円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額	9,600円
開 票 立 会 人	選挙 1 回につき	8,900円
選 挙 立 会 人	選挙 1 回につき	8,900円

を

選 挙 長	選挙 1 回につき	10,600円
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額	12,600円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額	11,100円
開 票 管 理 者	選挙 1 回につき	10,600円
投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額	10,700円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額	9,500円
開 票 立 会 人	選挙 1 回につき	8,800円
選 挙 立 会 人	選挙 1 回につき	8,800円

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成19年 6 月19日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年 6 月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第31号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「均等割額によつて」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第 4 号

中「の定」を「の定め」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第29号の 2 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第13条第 2 項中「本節」を「この節」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第 3 項中「の定」を「の定め」に、「行なうもの」を「行うもの」に改め、「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第17条第 2 項の表第 1 号中「(昭和40年法律第34号)」を削る。

第47条の 2 に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる法人等に対しては、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを除き、市民税の法人税割を課さない。

第127条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第159条第2項中「、第36項又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に改める。

附則第10条の2第5項第2号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第6項中「附則第12条第25項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第7項各号」に改める。

附則第26条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第28条の2の2中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第28条の2の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第28条の3の4第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第35条中「若しくは第52項」を「、第52項若しくは第57項」に、「又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に、「若しくは第37項、法附則第15条又は」を「若しくは第36項から第38項まで又は法附則第15条若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第159条第2項及び附則第35条の改正規定 平成19年10月1日
- (2) 附則第26条第3項の改正規定 平成20年4月1日
- (3) 第13条、第17条第2項及び第47条の2の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日
- (4) 附則第28条の2の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日

(平成19年6月19日揭示済)

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第32号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「都祁温泉フィットネスバード（以下「フィットネスバード」という。）」を「温泉施設」に改め、同項第1号及び第2号中「フィットネスバード」を「温泉

施設」に改め、同条第2項中「フィットネスバード」を「温泉施設」に改める。

第3条の2第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「必要があると認める場合は」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加える。

第3条の3第1項中「フィットネスバード」を「都祁温泉フィットネスバード（以下「フィットネスバード」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の見出し及び第1項中「フィットネスバード」を「温泉施設」に改め、同条第2項中「別表第2」の前に「月ヶ瀬温泉にあっては別表第1、フィットネスバードにあっては」を加える。

第10条中「市長（フィットネスバードにおいては、指定管理者）」を「指定管理者」に改める。

別表第1中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に、「梅の郷月ヶ瀬温泉使用料」を「梅の郷月ヶ瀬温泉利用料金」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成19年6月19日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第33号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。）並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(平成19年6月19日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 6月19日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市条例第34号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第24項中「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同表第34項中「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

（平成19年 6月19日揭示済）

規 則

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第65号

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市温泉施設条例施行規則（平成17年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

第2条から第4条まで 削除

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際、現に発行されているこの規則による改正前の奈良市温泉施設条例施行規則第4条の回数券は、当分の間、使用することができる。

（平成19年 6月29日揭示済）

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第66号

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改

正する規則

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（昭和49年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同条第2項第5号中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

第3条第1項及び第2項第2号中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

別記第1号様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

別記第2号様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

別記第3号様式中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に、「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

（平成19年 6月29日揭示済）

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第67号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和49年奈良市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ及び第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

別記第1号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

別記第3号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号

ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。
別記第4号様式中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

（平成19年 6月29日揭示済）

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第68号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）別表に掲げる連絡所（以下「連絡所」という。）で収納した保険料等の集金に関すること。

第10条第4項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 連絡所から保険料等を集金した回数に800円を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成19年 7月 1日から施行する。

（平成19年 6月29日揭示済）

告 示

奈良市告示第371号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 6月18日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	生駒市東生駒一丁目32番地
申請者氏名	大陽興産 株式会社 代表取締役 桑原 富夫
道路の位置	奈良市二名三丁目1025番地の1、1025番地の2及び1026番地の1の各一部
道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	32.04m
指定年月日	平成19年 6月18日

指 定 番 号 第19004号

（平成19年 6月18日揭示済）

奈良市告示第372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 6月18日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成19年 6月18日
 - 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
 - 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
 - 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
 - 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
 - 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
- （平成19年 6月18日揭示済）

奈良市告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 6月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年 3月20日 奈良市指令都整開 第06A-57号

平成19年5月29日 奈良市指令都整開 第06A-57-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年6月19日 第1062号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園中二丁目1305番地の10、1305番地の11、1305番地の12、1306番地の2、1306番地の3及び1542番地の374

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南3丁目15番37号

津田 澄子

津田 一俊

(平成19年6月19日揭示済)

奈良市告示第374号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年6月19日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年6月19日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄西の京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年6月19日揭示済)

奈良市告示第375号

平成18年度市県民税第1期分～第4期分、平成18年度固定資産税・都市計画税第1期分～第4期分並びに平成18年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成19年6月21日

奈良市長 藤原 昭

1 この督促状の発送年月日

市県民税

第1期分 平成18年7月20日

納期変更分 平成18年8月21日

市県民税

第2期分 平成18年9月20日

市県民税

第3期分 平成18年11月20日

市県民税

第4期分 平成19年2月20日

固定資産税・都市計画税

第1期分 平成18年5月22日

納期変更分 平成18年6月20日

固定資産税・都市計画税

第2期分 平成18年8月21日

固定資産税・都市計画税

第3期分 平成18年12月20日

固定資産税・都市計画税

第4期分 平成19年3月20日

軽自動車税

全期分 平成18年6月20日

納期変更分 平成18年8月21日

納期変更分 平成18年10月20日

納期変更分 平成18年11月20日

納期変更分 平成18年12月20日

納期変更分 平成19年1月12日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成19年6月21日揭示済)

奈良市告示第376号

住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおりに変更したいので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成19年6月21日

奈良市長 藤原 昭

別図1及び別図2 省略

(平成19年6月21日揭示済)

奈良市告示第377号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成19年6月25日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件

奈良市東九条町地内（市道 南部第137号線
上）

2 自動車の種類等

区分	メー カー	車名	形式	色	登録 番号	車台 番号
1号 物件	トヨ タ	カロー ラ	普 通 自動車	白	石川59ら 2052	E L 41－ 0156006

3 処分年月日

平成19年 7月 9日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742－34－1111

(平成19年 6月21日揭示済)

奈良市告示第378号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年 6月27日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関 の 名 称	医療機関 の所在地	診療 科目	指 定 年月日
嶋田 伸宏	嶋田眼科	奈良市中登美ヶ丘六丁目3－3 リコラス登美ヶ丘A棟3 F	眼科	平成19年 6月25日

(平成19年 6月27日揭示済)

奈良市告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 6月27日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年 1月 9日 奈良市指令都整開 第06 A－45号

平成19年 5月15日 奈良市指令都整開 第06 A－45－1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年 6月27日 第1063号

(2) 公共施設 平成19年 6月27日 第465号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条三丁目867番地の1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条二丁目 7－16

上田 弥喜夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市五条三丁目867番地の1の一部

(2) 下水道

奈良市五条三丁目867番地の1の一部

(平成19年 6月27日揭示済)

奈良市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 6月28日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
西口整形外科医院	奈良市中山町121－1 アートビル101	平成19年 5月31日
小木外科内科医院	奈良市三碓一丁目 3－13	平成19年 4月28日
医療法人双福会 伊藤医院	奈良市南永井町377－5	平成19年 6月 9日

(平成19年 6月28日揭示済)

奈良市告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年 6月28日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
医療法人双福会 伊藤医院	奈良市南永井町377－3	平成19年 6月11日
ショーワ薬局 宝 来店	奈良市宝来町1270－19	平成19年 3月 1日

(平成19年 6月28日揭示済)

奈良市告示第382号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成19年 6月29日

奈良市長 藤 原 昭

1 指定年月日

平成19年 6月29日

2 指定工事店名

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代 表 者 又は氏名
市内	1	第357号	奈良市法華寺町200番地の 1 ヴェルドミール B-102号	カワムラ工業	川村 真樹
	2	第358号	奈良市三碓町六丁目 9 番22号	有限会社 清滝設備	眞田 一希
	3	第359号	奈良市西ノ京町 1 番地の37	岡西設備工業	岡西 浩希
	4	第360号	奈良市邑地町2403番地	株式会社 中南組	中南 叔郎
	5	第361号	奈良市水間町643番地の 1	竹川建設	竹川 和英
	6	第362号	奈良市針ヶ別所町659番地	久保電業	久保 弘二
	7	第363号	奈良市月ヶ瀬桃香野1151番地	株式会社 辻中建設	辻中 敏郎
市外	8	第364号	大和郡山市小泉町1602番地 1-201号	株式会社 創信	片岡 信孝
	9	第365号	宇陀市榛原区笠間2182番地	株式会社 水野設備	水野 博巳
	10	第366号	御所市大字柳原118番地の 1	株式会社 今福設備工業	今福 章二
	11	第367号	生駒市高山町12686番地	上田設備	上田 睦
	12	第368号	生駒市本町 6 番16号	ヒロ設備工業	丸尾 博
	13	第369号	生駒市小平尾町829番地	中川住宅設備	中川 博之
	14	第370号	生駒市北田原1256番地	あすなろ設備建設	西畑 次晶
	15	第371号	生駒市俵口町474番地	越知設備	越知 信二

(平成19年 6 月29日揭示済)

奈良市告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成19年 6 月29日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
近鉄スマイルあやめ池トレ &リハ	奈良市あやめ池北二丁目１－１	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年5月1日 平成19年5月1日
近鉄スマイル株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 6－１－55		

(平成19年 6 月29日揭示済)

奈良市告示第384号

社団法人全国市有物件災害共済会の平成18年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年 6 月29日

奈良市長 藤 原 昭

平成18年度事業経営状況

1	平成18年度末現在会員数	670市
2	建物総合損害共済 受託市数	657市

共済責任額	57,790,692,064,000円
分担金収入	5,687,566,912円
支払共済金	3,462,534,941円
3 自動車損害共済	
受託市数	648市
分担金収入	3,068,324,095円
支払共済金	1,910,034,719円
4 正味財産の増減増加	
実質収納分担金等	8,785,466,953円
受取利息等	480,219,462円
会館収益金	1,139,492,302円
その他	98,000,000円
計	10,503,178,717円
減少	
災害共済金等	5,980,279,714円
会館運営費	442,550,913円
管理費	1,392,646,054円
減価償却費及び繰入額等	2,398,390,481円
計	10,213,867,162円
当期一般正味財産増加額	289,311,555円
5 平成18年度末現在の共済基金	
共済基金の前年度繰越額	59,975,612,785円
平成18年度積立額	289,311,555円
平成18年度末現在共済基金 (一般正味財産)	60,264,924,340円
(平成19年 6 月29日揭示済)	

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。
平成19年 6 月29日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 幾 田 邦 夫
同 米 澤 保

- 1 監査対象
- 市 長 公 室 秘書課 人事課 広報広聴課
企 画 部 市民参画課 環境保全課 産業廃棄物対策課
総 務 部 管財課 監理課 納税課
保 健 福 祉 部 福祉総務課 障がい福祉課 児童課
児童館（古市、横井、東之阪、大宮）
介護保険室 介護総務課 介護福祉課
保 健 所 保健総務課 生活衛生課
文 化 経 済 部 商工労政課 農林課
- 2 監査期間
平成19年 4 月16日～同年 6 月15日

- 3 監査方法
- 平成18年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成19年 2 月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。
- なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る旅費（宿泊を伴うもの）、委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。旅費、委託料及び負担金補助及び交付金の件数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	負担金補助及び補助金
市 長 公 室	秘 書 課	28	1	8
	人 事 課	21	10	1
	広報広聴課	—	12	—
企 画 部	市民参画課	1	4	—
	環境保全課	2	6	1
	産業廃棄物対策課	1	—	—
総 務 部	管 財 課	—	14	—
	監 理 課	—	—	—
	納 税 課	—	3	—
保 健 福 祉 部	福祉総務課	3	10	12
	障がい福祉課	3	13	10
	児童課（児童館を含む。）	6	22	4
	介護総務課	1	1	4
	介護福祉課	—	27	5
保 健 所	保健総務課	7	14	—
	生活衛生課	7	2	5
文 化 経 済 部	商工労政課	13	6	20
	農 林 課	5	5	21
合 計		98	150	91

- 4 監査結果
- 監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受け

られたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総務部

納税課

市税の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において4,799,477,507円となっている。その主なものは、固定資産税2,404,013,238円、市民税（個人）1,118,305,278円、特別土地保有税679,022,719円である。

前回の定期監査時に比べ減額となっているが、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

保健福祉部

障がい福祉課

- (1) 身体障害者福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において13,960,041円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

- (2) 奈良市総合福祉センターの電気設備保守点検委託は、市が直接契約しているが、同センター内の自家用電気工作物の保守の監督業務であることから、当該業務は「総合福祉センター管理運営委託」に含め、指定管理者によって財務執行されたい。

- (3) 奈良市は、奈良市総合福祉センターの指定管理者に、センターの一部を食堂・厨房等に使用することを許可しているが、行政財産使用料の調定が遅延していた。

奈良市会計規則第11条に基づき、許可と同時に調定されたい。

児童課

母子福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において1,514,126円、38,557,731円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

介護総務課

介護保険料（第1号被保険者）の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において88,422,756円となっている。

今後とも負担の公平性を確保するため、収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

保健所

保健総務課

奈良市保健所条例にかかる手数料は奈良市証紙により取り扱われているが、その受領及び売りさばいた時に記載すべき収入証紙受払簿への記載が、その都度されていなかった。奈良市証紙条例施行規則第6条の規定に則った適正な事務処理をされたい。

また、その売りさばき収入にかかる調定が売払日ごとに行われていなかった。奈良市会計規則第9条及び第12条に基づき、速やかに調定し指定金融機関等に払い込みをされたい。

文化経済部

農林課

奈良市4Hクラブ育成補助及びJAならけん奈良地区農業生産部会育成補助において、視察研修や部会の育成が主たる補助目的であり、補助対象経費の大部分を占めているにもかかわらず、実績報告書において十分な記載がされていなかった。

奈良市補助金等交付規則第15条に基づき、実績報告に係る書類等を審査されたい。

(平成19年6月29日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第43号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成19年6月19日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第2条」の次に「、第5条の2」を、「第3条」の次に「、第5条の3」を加える。

第2条第1項中「第4条第2号イ」の次に「、第5条の4」を加える。

第3条中「(以下「燃料供給業者」という。)」の次に「、条例第5条の3に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。)」を加える。

第4条第1項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を加え、同条第2項中「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を、「別記第4号様式」の次に「、第4号様式の2」を加える。

第5条第1項中「第4条」の次に「、第5条の4」を、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の次に「、ビラ作成業者」を加える。

別記第1号様式その1中「奈良市選挙管理委員会委員長
「(あて先)

様」を 奈良市選挙管理委員会 に改め、同様式そ
委員長 氏 名」

の1の次に次の1様式を加える。

その 1 の 2

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

(あて先)
奈良市選挙管理委員会

委員長 氏 名

年 月 日執行 奈良市長選挙

候補者 氏 名 ㊟

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記第 1 号様式その 2 中「奈良市選挙管理委員会委員長
「(あて先)
様」を 奈良市選挙管理委員会 に改める。
委員長 氏 名」

別記第 2 号様式その 1 中「奈良市選挙管理委員会委員長
「(あて先)
様」を 奈良市選挙管理委員会 に改め、同様式そ
委員長 氏 名」

の 1 の次に次の 1 様式を加える。

その 1 の 2

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

(あて先)
奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名

年 月 日執行 奈良市長選挙
候補者 氏 名 印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から奈良市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第 2 号様式その 2 中「奈良市選挙管理委員会委員長
「(あて先)
様」を 奈良市選挙管理委員会 に改める。
委員長 氏 名」
別記第 3 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。
その 1 の 2

確認番号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定に基づき、次の
選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

記

- 1 年 月 日執行 奈良市長選挙
2 候補者の氏名
3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、奈良市に支払を請求することはできません。

別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式の 2（選挙運動用ビラ作成証明書の様式）（第 4 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 奈良市長選挙

候補者 氏 名 ㊟

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が奈良市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、奈良市に支払を請求することはできません。

4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 16,000枚

(2) 限度額

7 円30銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

別記第 6 号様式その 1 の次に次の 1 様式を加える。

その 1 の 2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 5 条の 4 の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名 印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 奈良市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 振込先

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、奈良市に支払を請求することはできません。
- 3 振込先には、請求者名義の口座（銀行名、口座の種類及び口座番号）について記入してください。
- 4 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7 円30銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年 6 月19日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規程による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される奈良市長の選挙について適用する。
(平成19年 6 月19日揭示済)